

鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり次世代エネルギーパーク（経済産業省認定のとっとり次世代エネルギーパーク計画に基づくもの）を構成する施設の設置者又は管理者（以下「施設設置者等」という。）に対し、施設見学者の受入を促進することで、実際に県民が次世代エネルギーに見て触れる機会を増やし、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う施設設置者等（国及び地方公共団体を除く。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に限る。）の総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、同表の第3欄に定める額を限度とする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該日の属する年度の末日までとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業実施の30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(財産の処分制限)

第 8 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第 5 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(雑則)

第 9 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 上限額
とっとり次世代エネルギーパーク施設において、見学者に対し必要な情報を提供するための整備に係る事業のうち次に掲げるもの。なお、国又は地方公共団体等から補助金の交付を受けているものは対象としない。 (1) 看板及び展示物等の設置 (2) 見学専用スペースの整備 (3) 説明用資材及び配布資料等の作成	補助事業を実施するために必要と県が認める経費（ただし、消費税及び地方消費税を除く）。 なお、委託費及び工事費については、県内事業者が実施したものに限り、ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。	50 万円 （第 2 条の交付目的に特に効果が高いと知事が認める事業は 200 万円） ただし、第 1 欄第 3 項に掲げる事業については、20 万円を上限とする。

年度鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金
事業計画（報告）書

1 とっとり次世代エネルギーパーク施設の概要	名 称	
	所在地	
2 事業の目的		
3 事業内容	<p>※過去に本補助金の交付を受けたことがある事業については、過去の事業との関連及び発展性についても記載すること。 ※施設見学者の受入れ実績、今後の目標数値についても記載すること。</p>	
4 事業費の内訳		
5 事業期間		
6 他の補助金の活用の有無	<p>有 ・ 無</p> <p>※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>	
7 その他	<p>※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。 ※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。 ※実施事業のうち、対象経費が委託費及び工事費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。</p>	

（添付書類）

(1) 交付申請の場合

- ・ 事業内容に関するもの（設置設備概要図、配置図、パンフレット、作成資材構成案など）
- ・ 事業費の概要がわかるもの（見積書の写し等）

(2) 実績報告の場合

- ・ 事業の成果物（報告書、写真など）
- ・ 事業費の根拠となる書類（契約書、領収書等の写し）

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金
事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	摘 要
自己資金		
県補助金		鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

費 目	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 所要額	摘要（算出根拠等）
			/	
合 計				

3 消費税及び地方消費税の取扱い

補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

（補助対象経費を確認のうえ、を記入。）

※1及び2について、欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様

職氏名 (印)

年度鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県次世代エネルギーパーク施設見学受入促進補助金交付要綱（平成26年3月31日付第201300203972号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。